

附属書二(第三章関係) 第七条に関するメキシコの措置

メキシコは、第七条の規定に従うことを条件として、次に規定する措置を維持することができる。ただし、当該措置において、第三国(千九百九十四年のガット第二十四条及び世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条の解釈に関する了解(その改正を含む。))に基づきメキシコが協定を締結している第三国を含む。)に対して一層有利な待遇が与えられないことを条件とする。

1 次に掲げる製品の輸入及び輸出についての制限(統一システム番号に対応する品名は、参照のためにのみ記述されたものである。)

統一システム番号 品名

二七〇七・五〇 その他の芳香族炭化水素混合物で、ASTM D 八六の方法による温度二五〇度における減失量加算留出容量が全容量の六五%以上のもの

二七〇七・九九 その他のもの

二七〇九・〇〇 石油及び歴青油（原油に限る。）

二七・一〇 石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油

二七・一一 石油ガスその他のガス状炭化水素

二七一二・九〇 その他のもの

二七一三・一一 焼いてないもの

二七一三・二〇 石油アスファルト

二七一三・九〇 その他の石油又は歴青油の残留物

二七・一四 天然ビチューメン、天然アスファルト、歴青質頁岩^{けつ}、油母頁岩^{けつ}、タールサンド、アスファルタイト及びアスファルチックロック

二九〇一・一〇 飽和のもの

2 統一システムの第六三・〇九項の中古の製品の輸入についての禁止又は制限

3 統一システムの次の項及び号の中古の製品の輸入についての禁止又は制限（統一システム番号に対応する品名は、参照のためにのみ記述されたものである。）

統一システム番号 品名

八七〇一・二〇 セミトレーラー用の道路走行用トラクター

八七〇二 一〇人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用の自動車

八七〇三 乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第八七・〇二項のものを除く。）

八七・〇四 貨物自動車

八七〇五・二〇 せん孔デリック車

八七〇五・四〇 コンクリートミキサー車

八七〇六・〇〇 原動機付きシヤシ（第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車用のものに限る。）